

## 神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン ロゴマーク使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会(以下「協議会」という。)が権利を保有する神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用届の提出)

第2条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ使用届(様式第1号)を協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、届出を省略することができるものとする。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (2) 個人が個人的に使用、又は家庭内で使用するとき。
- (3) 協議会構成団体が周知及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 上記のほか、会長が適当と認めたとき。

### (届出の受理)

第3条 会長は、前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用届を受理するものとする。

- (1) 協議会及び神奈川・横浜の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
  - (2) 第6条に掲げる遵守事項に従って使用しないとき。
  - (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
  - (6) そのほか、会長が不適当と認めるとき。
- 2 会長は、届出を受理する場合、メールもしくは口頭でその旨連絡するものとする。
- 3 会長は、届出の内容が第1項各号のいずれかに該当する場合、ロゴマークの使用届に不備があるものとして受理せず、内容の修正等を求めるものとする。

### (使用期間)

第4条 ロゴマークの使用期間は、使用届が受理された日から令和 10 年9月 30 日までとする。

### (使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 使用届に掲げる目的及び用途にのみ使用すること。
  - (2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (3) 別添のガイドラインに従って使用すること。
  - (4) デザインの反転、縦横比の変更、形や表情の変更、文字の書体の変更及び設定カラー以外での使用をしないこと。
  - (5) 届出にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用状況の報告等)

第7条 会長は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(使用の中止)

第8条 会長は、前条の報告等によりロゴマークの使用がこの要領に違反していると認められるときは、その使用の中止を命じることができる。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、ロゴマークの使用の中止を命じた場合、使用者に損害が生じても、会長及び協議会はその責めを負わない。

2 前項のほか、使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、会長及び協議会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要領は、令和7年12月1日より施行する。